

法令など

消防用設備等の種類別点検資格・点検期間

点検資格 平成16年5月31日消防告示10号
 点検期間 平成16年5月31日消防庁告示9号

消防用設備等・持続消防用設備等の種類	点検資格		点検期間	
	消防設備士(甲種・乙種) ※6、7類は乙種のみ	消防設備 点検資格者	機器点検	総合点検
消火設備	消火器及び簡易消火用具	第6類	6月	1年
	屋内消火栓設備	第1類		
	スプリンクラー設備			
	水噴霧消火設備			
	泡消火設備			
	不活性ガス消火設備	第3類		
	ハロゲン化物消火設備			
	粉末消火設備			
	屋外消火栓設備	第1類		
	動力消防ポンプ設備	第1類・第2類		
	パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備	第1類・第2類・第3類		
	共同住宅用スプリンクラー設備	第1類		
	特定駐車場用泡消火設備	第2類		
	自動火災報知設備	第4類		
警報設備	ガス漏れ火災警報設備		第2種	
	漏電火災警報器			
	消防機関へ通報する火災報知設備			
	非常警報器具及び非常警報設備			
	共同住宅用自動火災報知設備		第2種	
	住戸用自動火災報知設備			
	共同住宅用非常警報設備			
	特定小規模施設用自動火災報知設備			
複合型居住施設用自動火災報知設備				
避難設備	すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具	第5類		
	誘導灯及び誘導標識	第4類・第7類 (電気工事士又は電気主任技術者の 免状の交付を受けている者で)		
消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水	第1類・第2類	第1種	
消火活動上必要な施設	排煙設備	第4類・第7類	第2種	
	連結散水設備	第1類・第2類	第1種	
	連結送水管			
	非常コンセント設備	第4類・第7類	第2種	
	無線通信補助設備	第1類・第2類	第1種	
	共同住宅用連結送水管			
共同住宅用非常コンセント設置				
加圧防排煙設備	第4類・第7類	第2種		
非常電源	非常電源専用受電設備	当該非常電源、配線又は総合操作盤が附置される 各消防用設備等の点検資格を有する者	6月	1年
	蓄電池設備			
	自家発電設備			
	燃料電池設備			
配線				
総合操作盤			6月	
特殊消防用設備等	甲種特類	特種	設備等設置維持計画に定める 点検の期間	

防火対象物用設備&機器

法令など

消火器

消火設備

特殊消火設備

消火薬剤

警報設備

避難設備

3 点検の種類、点検結果の報告

(1) 点検の種類

ア 機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ別に告示で定める基準に従い確認すること。

- (ア) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
- (イ) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (ウ) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項